

【添付書類】

- ① 誓約書（別紙1）
- ② 空家であったことが証明できる書類（電気・水道の使用状況がわかる資料等）
- ③ 空家等の位置図及び現況写真（外観がわかるもの）
- ④ 事業の見積書（解体工事事業者等の記名・捺印のあるもの）及び工程表
- ⑤ 土地及び建物の登記事項証明書
- ⑥ 町税の納税証明書（取得できる最新のもの）
- ⑦ 土地及び建物の固定資産税の納税証明書（取得できる最新のもの。ただし、土地及び建物を所有している者に限る。）
- ⑧ 住民票の写し（申請者を含む世帯全員分。取得できる最新のもの。）
- ⑨ 登記簿上、建物の所有者が申請者にならない場合は、当該建物を解体する権限が申請者にあると証明できる書類の写し
- ⑩ 登記簿上、所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利者から除却について同意を得ていることが確認できる書類の写し
- ⑪ 建物が複数の者の共有である場合は、共有者全員から除却について同意を得ていることが確認できる書類の写し
- ⑫ 空家等流動化促進事業完了後の当該土地の用途がわかる資料

※必要に応じて他の資料を求めることがあります。

別紙 1

誓 約 書

井手町空家等流動化促進事業補助金の交付申請にあたり、井手町空家等流動化促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守し、下記に掲げる事項のすべてを誓約するとともに、登録書に虚偽がなく、内容について公簿等により町が確認を行うことに同意します。

記

- 1 除却しようとする空家等が要綱第 3 条第 1 項各号に掲げる要件を全て満たしていること。
- 2 補助対象者として要綱第 4 条各号に掲げる要件を全て満たしていること。
- 3 空家等除却の実施に当たっては、建築基準法その他の関係法令を遵守し、周囲への安全に配慮すること。
- 4 空家等除却完了後の土地の管理を適切に行うとともに、当該土地を売却又は貸付する場合は速やかに対応すること。
- 5 空家等除却完了後の土地の活用状況を確認するために、町から現況の報告等を求められた場合には速やかに対応すること。
- 6 要綱第 15 条の規定により補助金の全部又は一部の返還を命じられたときは速やかに対応すること。

年 月 日

住 所

氏 名